システム導入官署における輸入通関事務処理体制について

平成12年３月31日蔵関第249号

改正 平成12年8月10日蔵関第652号

改正 平成14年3月31日財関第2534号

改正 平成15年3月8日財関第228号

改正 平成15年6月10日財関第597号

改正 平成17年6月30日財関第852号

改正 平成18年6月30日財関第794号

改正 平成19年3月31日財関第420号

改正　 平成19年6月29日蔵関第893号

改正　 平成20年3月31日蔵関第346号

改正 平成20年10月9日財関第1146号

改正　 平成20年12月2日蔵関第1413号

改正 平成22年2月17日財関第176号

改正 平成24年6月15日財関第615号

改正 平成25年9月13日財関第993号

改正　　平成29年4月24日財関第570号

輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という｡）の導入官署における輸入通関事務処理体制を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。

記

第１　基本的な審査方法等

Ⅰ　審査区分選定等

１　審査区分の選定

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して、輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という｡）が行われた場合には、輸出入・港湾関連情報処理システムにおいて次の処理が行われる。

⑴　引取申告（特例申告貨物（関税法第７条の２第２項に規定する特例申告貨物をいう。）に係る輸入申告をいう。以下同じ｡）が行われたときは、輸出入・港湾関連情報処理システムにより特例輸入者（同条第１項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。）であるかの判定が行われる。

⑵　輸出入・港湾関連情報処理システムに設定されている審査基準（以下「審査基準」という。）により当該申告内容が審査され、当該輸入申告等に係る審査区分が自動的に選定される。

２　審査区分の種類

審査区分の種類は、区分１（簡易審査扱）（以下「区分１」という。）、区分２（書類審査扱）（以下「区分２」という。）及び区分３（検査扱）（以下「区分３」という。）の３種類とする。

⑴　区分１

輸出入・港湾関連情報処理システムにより自動的に審査終了したもの。

⑵　区分２

書類審査を要するもの。

⑶　区分３

検査（下記Ⅲの１のホに規定する貨物確認及び書類審査を含む。）を要す

るもの。

　Ⅱ　審査方式

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して輸入申告等が行われた後に、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分2又は区分3として選定された輸入申告等の審査は、「重点審査」又は「通常審査」の2方法とする。

また、これらの審査は、「事前審査」又は「事後審査」により行う。

なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分1として選定、許可された輸入申告等であり、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年年2月12日財関第142号）第5章第1節1―４及び第15節15―1の規定により仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「添付書類等」という。）が提出された輸入申告等については、必要に応じ輸出入・港湾関連情報処理システムによる輸入申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。

Ⅲ　受付管理事務

１　区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。

イ　申告情報を受信した後提出される添付書類等の有無の確認

なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて第5章第14節14―1の規定により仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面又は輸出入・港湾関連情報処理システムを用いて電磁的記録によりこれらに関係する書類の提出を求めるものとする。

ロ　添付書類等（書面により提出されるものに限る。）への受理印（C―5000）の押印

ハ　重点審査扱い又は一般審査扱いの決定

ニ　審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（検査担当の統括監視官（統括監視官が置かれていない場合には検査を担当する部門。以下同じ。）との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示

ホ　貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うため、輸入申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。）の要否の決定

へ　審査（貨物確認）ポイントの指示

ト　審査担当者の決定

チ　審査担当者への添付書類等の配付（書面により提出されるものに限る。）

２　上記１ハからトまでの事務は、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。

３　受付管理事務のうち、申告書控に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書控並びに必要な添付書類の有無等形式要件の確認は、税関の事情により同一職員が行っても差し支えない。

Ⅳ　審査事務

１　審査方法

審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、次に掲げる事項の審査を行う。

⑴　引取りに関する事項の審査

引取りに関する事項の審査については、「輸入通関事務処理体制について」（平成12年3月31日蔵関第247号。以下「事務処理通達」という。）記第１のⅢ－1－⑴を準用する。

⑵　納税に関する事項の審査。

納税に関する事項の審査については、事務処理通達記第１のⅢ－2－⑵を準用する。

⑶　重点審査

輸出入・港湾関連情報処理システムにより、区分２又は区分３として選定された輸入申告等のうち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し、重点審査をすべきものとして抽出した輸入申告等については、前記⑴、⑵及び後記３に準じて審査を行うほか、判定システム及び各種資料、情報を活用し、深度ある審査を行うものとする。

２　審査実施上の留意事項

⑴　次に掲げる貨物にあっては、原則として審査終了情報の登録までに納税に関する事項の審査を完了しておくものとする。

イ　申告価格の妥当性に著しく疑義のある貨物

ロ　過去の輸入状況等からみて、特に慎重な審査を行うことが必要な貨物

ハ　その他特に慎重な審査を行うことが必要なものとして税関長が指定した貨物

⑵　審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、通常審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、区分３となっていないものについて貨物確認を行う必要があると認められる場合及び貨物確認方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。

⑶　上記⑵の報告を受けた統括官等は、その処理方法について適切な指示を行うものとする。

⑷　疑義の解明等を事後審査に委ねる場合には、必要に応じ、最少限の見本等を採取しておくものとする。

⑸　輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した輸入申告等について、事後審査（調査部門で行うものを除く。）を行うこととした場合は、「審査終了」業務において事後審査とする旨の入力を行うとともに、その旨を輸出入・港湾関連情報処理システムの「担当者記事欄」に入力し、必要に応じ申告情報を書面に出力する。

３　事後審査

事後審査については、事務処理通達記第１のⅢ－３を準用する。

この場合において、事務処理通達記第１のⅢ－３－ 中「収納課（部門）」とあるのは、｢保管管理担当部門」と読み替えるものとする。

第２　貨物確認事務等

貨物確認事務等については、事務処理通達の記の第２の規定を

準用する。

第３　特例申告の受理等

１　特例申告が行われた際の処理

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して、特例申告が行われた場合には、特例申告の際に提出されることとされている書類が提出されたことを確認する。

２　特例申告が行われない場合の処理

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して、特例申告が行われたものについて、特例申告書（関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出期限内に特例申告書が提出されていないものを通関システムにより出力される管理資料等により把握し、期限特例申告書（関税法第7条の2第4項に規定する期限後特例申告書をいう。）を提出するようしょうようする。

第４ 修正申告及び更正の請求の審査

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行われた輸入申告に係る修正申告又は更正の請求の審査において、輸入申告時の状況を調査する場合は、判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。

第５ その他事務処理通達の準用等

事務処理通達第５、第６及び第７の規定は、本通達において準用する。

この場合において、同通達第５のⅡ－２－⑵中「（通常、重点又は簡易審査）」とあるのは「（重点又は通常審査）」と、同通達第５のⅡ－⑵中「申告書（許可書用。以下「輸入許可書」という。）の税関記入欄」とあるのは「輸入許可通知書の適宜の箇所」と、同通達第５のⅡ－２及び５中「輸入許可書」とあるのは「輸入許可通知書」と、同第５のⅡ－４中「前記２－⑶（包括審査）に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間内のものに限り、簡易審査」とあるのは「包括審査済貨物に係る輸入申告等は、通常審査」と同通達通達記第６中「申告書」とあるのは、｢輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告について、添付書類等」と、同通達第７中「前記第１のⅡに規定する受付管理事務及びⅢの１に規定する事前審査並びに前記第２に規定する貨物確認等」とあるのは「前記第１のⅢに規定する受付管理事務及びⅣの１に規定する事前審査並びに前記第２で準用する貨物確認等」と読み替えるものとする。